

# 自立支援型地域ケア会議 実施マニュアル

白井市における自立支援型地域ケア会議（介護予防のための地域ケア個別会議）は、高齢者が「なじみの環境」で自分が「したい暮らし」を継続できるよう自立を支援するために、地域の多様な専門職の意見・提案・助言を受け、在宅生活の充実に向けた支援となっているか、自立支援・生活機能向上に向けたケアマネジメントになっているか等をともに考えていく会議として実施します。

令和2年4月

白井市高齢者福祉課  
地域包括支援センター

## 1 目的

- ・介護保険法の理念である「できる限り在宅で自立した日常生活を継続できるように支援することを実現し、利用者の QOL の向上を目指す。
- ・高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの実現と、それに基づく介護サービスの提供を実現する。
- ・計画作成者及びサービス提供事業者等参加者の OJT(実務研修)を進める。
- ・共通する課題の共有や不足する支援の発見や把握をする。

## 2 開催頻度及び日程について

(1) 開催頻度 月に 1 回

(2) 日程 原則毎月第 4 水曜日午後 2 時から 4 時

## 3 参加者及び役割

### (1) 事例提供者

参加者	出席者	役割
地域包括支援センター は介護支援専門員	地域包括支援センター職員 又は介護支援専門員	事例提供と発表
介護サービス提供事業 所	介護サービス提供事業所担 当者	事例の発表

### (2) 助言者

参加者	所属	役割
理学療法士	市内医療機関又は介護サー ビス提供事業所	専門的助言
作業療法士	市内医療機関又は介護サー ビス提供事業所	専門的助言
管理栄養士	市健康課	専門的助言
保健師(看護師)	地域包括支援センター	専門的助言
主任介護支援専門員	地域包括支援センター又は 居宅介護支援事業所	専門的助言
生活支援コーディネー ター	白井市社会福祉協議会	生活圏域の情報提供 と課題の把握

### (3) 事務局

司会/書記	白井市高齢者福祉課地域包括支援センター
-------	---------------------

#### 4 対象となる事例

該当サービスのいずれかを利用する事業対象者、要支援1、要支援2の認定を受けている者のうち、改善可能性があるケース

##### 【該当サービス】

- ①総合事業通所介護（従前相当）
- ②総合事業訪問介護（従前相当）又は訪問型生活支援サービス（一体型）
- ③介護予防福祉用具貸与

#### 5 使用様式

##### （1）事例提供者が準備するもの

- ①利用者基本情報
- ②基本チェックリスト
- ③興味関心チェックシート
- ④生活機能評価表
- ⑤介護予防サービス・支援計画表（ケアプラン）
- ⑥サービス提供事業所が作成した個別援助計画書

##### （2）事務局が用意するもの

事例概要シート（ICF 図）

#### 6 自立支援型地域ケア会議実施の流れ

No	項目	内容	時限
1	依頼	市は事例提供者へ事例提供を依頼する。	25 日前
2	出席者と提出事例の報告	事例提供者は会議の出席者と提出事例を市に報告する。	20 日前
3	使用様式の提出	市に使用様式を提出する。	10 日前
4	ヒアリング	提出事例における課題整理のためのヒアリングを行う。	7 日前
5	資料の作成	市は、提出された使用様式における個人を特定できる情報（氏名、住所、電話番号など）をマスキングし、資料を作成し、助言者へ郵送または持参により届ける。	5 日前
6	事例の読み込み	参加者は資料を会議当日までに読み込む。	1 日前
7	会議の出席	参加者は資料を持参し、定刻の5分前までに来場する。	会議当日
8	資料の回収	会議の終了後、市は資料を回収する。	会議当日

9	会議レポートの配布とアンケート実施	会議レポートを会議参加者へ配布。事例提供者に対しアンケートを送付	5日後
---	-------------------	----------------------------------	-----

## 7 タイムスケジュールの目安

項目	時間目安	発表者	適用
開会	2分	司会者	趣旨説明等
ケース概要説明	4～5分	計画作成者 サービス提供事業者	
質問と助言	10～15分	助言者	
まとめ	3分		
2～4事例	1事例：25分		2事例終了後休憩
閉会	2分	司会者	

・事例概要の説明の際、計画作成担当者は①利用者基本情報②生活機能評価表③介護予防サービス・支援計画表（ケアプラン）の順にお話してください。

・①利用者基本情報では住所（大字まで）、年齢、介護度、家族構成、介護保険を使う経緯等②生活機能評価表では、改善の見込みがあるところ③ケアプランでは総合的課題、目標、具体策、介護保険や総合事業などのサービス内容をお話してください。

・サービス提供事業所は、計画に沿って現在のケアの状況と今後ケアを継続することによる予後予測についてご説明ください。

## 8 会議の傍聴について

会議は、自立に資するケアマネジメントの視点やサービス提供等に関する知識・技術を習得する目的から、介護保険サービス等に係る関係者の傍聴を可能としています。但し、個人情報を扱う観点から一般市民の傍聴は認めないこととします。

配布された資料については、会議終了後、その場で回収します。

## 9 会議における注意点について

### （1）事例提供者の方へ

- ①会議は、傍聴者も含め OJT の場という意識をもって参加してください。
- ②「自立支援に資するケアの提供について」が助言の土台となりますので、ポイントを絞って簡潔に発表できるように心がけてください。
- ③資料のどの部分を説明しているかなど、参加者に対してわかりやすく説

明するように心がけてください。

④専門用語はできる限り避け、わかりやすい表現を心掛けてください。

## (2) 助言者の方へ

①会議は、傍聴者も含め OJT の場という意識をもって参加してください。

②専門用語はできる限り避け、わかりやすい表現を心掛けてください。

③助言や説明はポイントを絞って、短時間で説明してください。

④何を伝えたいのか、論点を明確にして助言をしてください。

⑤「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どのように」するかを明確にした助言を心掛けてください。

⑥助言者として威圧的にならないように配慮してください。

⑦良いと思われる支援内容については、何が良いかを具体的に伝え、会議に参加しているものが共有できるように配慮してください。

## (3) 傍聴者の方へ

①会議は、傍聴者も含め OJT の場という意識をもって参加してください。

②私語等は会議の妨げになりますので、会議中は慎んでください。

## 10 手引きなど

### (1) 千葉県作成

介護予防のための地域ケア個別会議ハンドブック“助言者のツボ”  
～介護予防のための地域ケア個別会議から地域を変えよう～  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/chiikikeakaigi.html>

### (2) 厚生労働省作成

自立支援のための地域ケア会議手引き  
(介護予防活動普及展開事業手引き)

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/fukushi\\_kai  
go/kaigo\\_koureisha/yobou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/fukushi_kai<br/>go/kaigo_koureisha/yobou/index.html)